

五 管 区 水 路 通 報

第 33 号

- [第 277項 四国南岸 — 高知港 防波堤改修工事](#)
- [第 276項 阪神港 — 神戸区、第1区 水中障害物存在](#)
- [第 275項 瀬戸内海 — 淡路島、岩屋港 標識灯復旧](#)
- [第 274項 瀬戸内海 — 姫路港、飾磨区、第1区 航泊禁止区域設定](#)
- [第 273項 阪神港 — 神戸区、第2区 灯台廃止](#)
- [第 272項 瀬戸内海 — 播磨灘 水深減少及び浅所存在](#)
- [第 271項 瀬戸内海 — 淡路島、室津港北西方 魚礁設置作業](#)
- [第 270項 紀伊水道南方 — 射撃訓練](#)
- [第 269項 四国南岸 — 高知港 灯台移設\(予告\)](#)

2025年277項 四国南岸 — 高知港 防波堤改修工事

五管区水路通報7年15号137項削除

南防波堤東端において、潜水土・起重機船等による防波堤改修工事が実施されている。

期 間 令和7年10月31日まで 日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 33-30-05N 133-35-32E

(2) 33-30-05N 133-35-52E

(3) 33-29-38N 133-35-46E

(4) 33-29-40N 133-35-29E

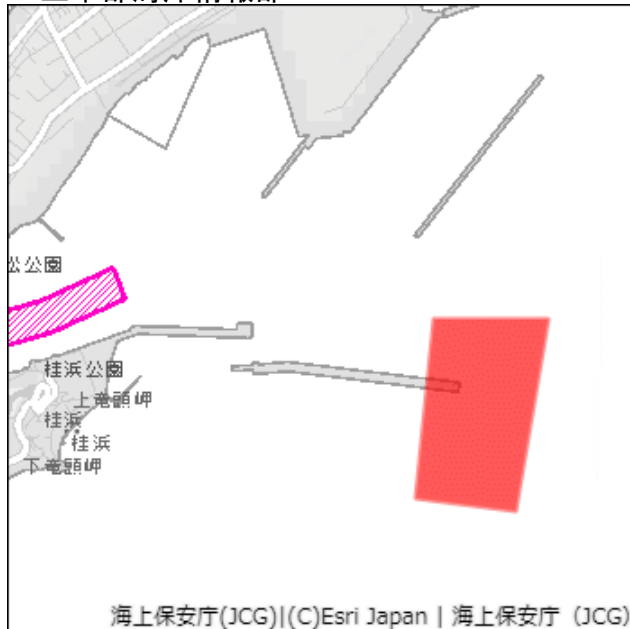
備 考 区域内に黄色灯付浮標を設置

水深5m(アンカーワイヤー上)を明示する浮標を設置

警戒船を配備

海 図 W110

出 所 五本部海洋情報部



2025年276項 阪神港 — 神戸区、第1区 水中障害物存在

須磨沖において、水中障害物(取水口:約6m×約11m×比高2.0m)が存在する。

位 置 34-38-24.9N 135-07-32.3E 付近

海 図 W101B-W131-W150A-W106(JP共)

出 所 五本部海洋情報部

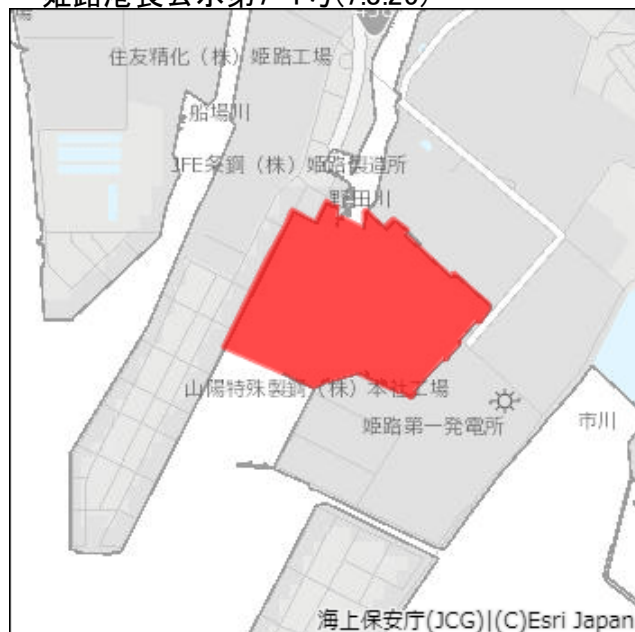


2025年275項 瀬戸内海 — 淡路島、岩屋港 標識灯復旧
五管区水路通報5年50号490項削除
岩屋港西防波堤北西端に設置されている簡易標識灯(緑灯)は復旧した。
区 域 34-35-37N 135-00-57E 付近
海 図 W1217(「岩屋港」)
出 所 神戸海上保安部



2025年274項 瀬戸内海 — 姫路港、飾磨区、第1区 航泊禁止区域設定
姫路港飾磨区第1区において、一般船舶の航泊が禁止される。
(行事に従事する船舶、港長が許可した船舶及び官公庁船を除く。)
期 間 令和7年9月14日 1930～2100
区 域 下記(1)と(2)、(3)と(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-47-00.8N 134-39-46.9E(岸線角)
(2) 34-46-59.3N 134-39-50.7E(岸線上)
(3) 34-46-42.7N 134-39-26.8E(岸線上)
(4) 34-46-39.0N 134-39-36.8E(岸線上)
備 考 上記各点に区域明示用の標識灯を設置
警戒船を配備
海 図 W134A-W134B

出 所 姫路港長公示第7-1号(7.8.25)



2025年273項 阪神港 — 神戸区、第2区 灯台廃止

五管区水路通報7年31号254項削除

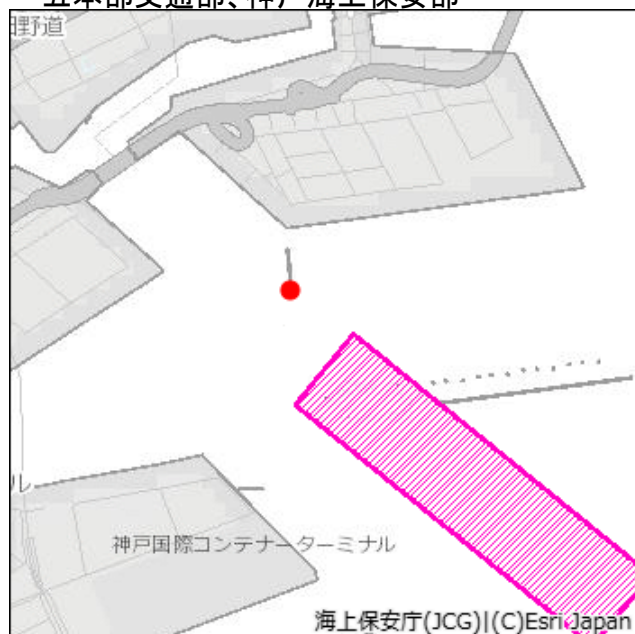
神戸第4防波堤中灯台(灯台表第1巻3659)(34-41.4N 135-13.5E)は廃止された。

廃止日 令和7年8月26日

備考 同位置に簡易標識灯(黄色、毎3秒に1せん光、3海里)を設置

海図 W101A-W101B

出 所 五本部交通部、神戸海上保安部



2025年272項 瀬戸内海 — 播磨灘 水深減少及び浅所存在

五管区水路通報7年5号52項削除

鹿ノ瀬付近において、水深減少及び浅所が存在する。

1. 海図図載より最大約6m減少している

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-35-23.7N 134-49-13.2E

(2) 34-34-29.4N 134-46-27.3E

2. 海図図載より約1m～最大約4m減少している

区 域 下記5地点により囲まれる区域

(3) 34-35-09.3N 134-47-28.0E

(4) 34-35-09.0N 134-47-47.6E

(5) 34-35-17.2N 134-48-29.5E

(6) 34-35-13.7N 134-48-31.1E

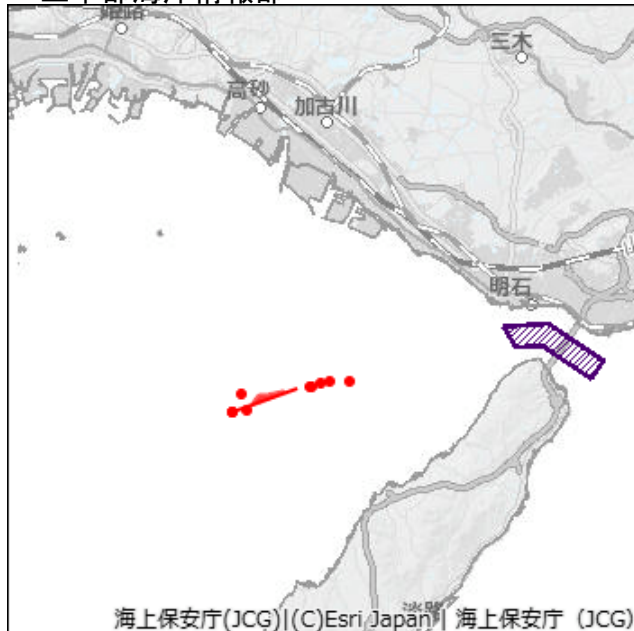
(7) 34-34-50.6N 134-47-11.6E

3. 浅所存在

位置 下記9地点付近

- (8) 34-35-39.1N 134-51-34.0E (水深約9.8m)
- (9) 34-35-41.3N 134-50-37.8E (水深約7.6m)
- (10) 34-35-36.4N 134-50-15.7E (水深約7.0m)
- (11) 34-35-26.3N 134-49-50.1E (水深約7.8m)
- (12) 34-35-27.3N 134-49-43.7E (水深約3.8m)
- (13) 34-35-13.4N 134-46-38.7E (水深約9.0m)
- (14) 34-34-34.4N 134-46-53.1E (水深約3.2m)
- (15) 34-34-32.5N 134-46-14.1E (水深約12.8m)
- (16) 34-34-30.0N 134-46-12.1E (水深約11.0m)

海図所 W150A-W150B-W106(JP共)
五本部海洋情報部



2025年271項 瀬戸内海 - 淡路島、室津港北西方 魚礁設置作業
室津港北西方において、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期間 令和7年9月15日～30日(予備日を含む) 日出～日没

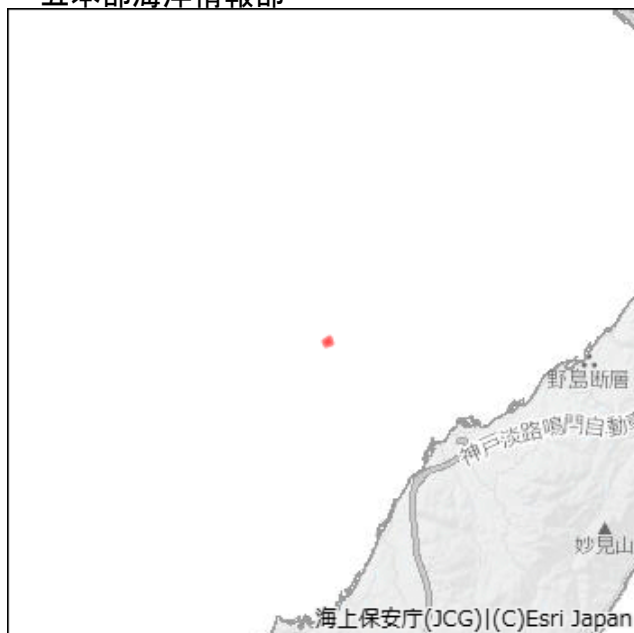
区域 34-33.3N 134-50.3E 付近

備考 コンクリート魚礁(高さ最大約3m)62基を設置

警戒船を配備

海図 W131-W150A-W150B-W106(JP共)

海図所 五本部海洋情報部



2025年270項 紀伊水道南方 — 射撃訓練

自衛隊航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年9月16日～19日 0800～1800

区 域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内

海 図 W77

出 所 防衛省



2025年269項 四国南岸 — 高知港 灯台移設(予告)

五管区水路通報7年3号36項関連

消灯し仮灯が設置されている高知港南防波堤東仮設灯台(灯台表1巻3044.5)(33-29.9N 133-35.6E)は下記のとおり高さを変更して移設される。

予定日 令和7年9月10日

位 置 33-29-54.9N 133-35-39.9E

高 さ 新) 6m

旧) 2.6m

海 図 W110

出 所 五本部交通部、高知海上保安部

